

令和元年台風１５号・１９号
及び１０月２５日の大雨による
災害からの復旧・復興に関する要望

令和元年１１月２１日

千葉県

令和元年台風 15 号・19 号及び 10 月 25 日に発生した大雨への対応につきまして、総力を挙げて取り組んでいただいていることに深く感謝申し上げます。

一連の災害では、本県におきましても、膨大な数の住宅損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、更には河川の越水により生じた浸水、土砂災害など、これまでにない被害が発生しました。

特に、住宅被害では、屋根などの一部損壊や浸水被害が数多く発生し、被災した住民の方は、大きな不安を抱えながら生活しています。

また、農林水産業の被害額では、台風災害としては過去最大級となっており、本県経済の成長を支える中小企業においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしています。

こうした中、本県では、住民の方の不安を一刻も早く払しょくするため、復旧・復興に向けた取組を実施しているところですが、引き続き、被災した住民の方の生活再建や産業の再生など、本格的な復旧・復興の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村による取組を、人的、財政的などあらゆる面で支援していく必要があります。

そこで、「被災者の一日も早い生活と暮らしの再建」「農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活」「オール千葉で災害に強い千葉県づくり」という 3 つの「基本的考え方」を掲げた、「千葉県災害復旧・復興に関する指針」を策定しました。

今後、この「基本的考え方」に沿って、復旧・復興に取り組んでまいります。地方の力だけでは対応に限界があり、国による様々な支援が必要不可欠であることから、次のことについて特段の措置を講じられますよう要望いたします。

内閣府防災担当大臣
武田 良太 様

千葉県知事 森田 健作

要望項目一覧

総括的事項

- 1 台風15号、19号及び10月25日の大雨による災害が一連の災害である実態を踏まえた支援
- 2 復旧・復興に向けた取組推進のための財政支援
 - (1) 特別交付税等による特段の財政支援
 - (2) 特別交付税の配分についての特段の配慮

個別的事項

I 被災者の一日も早い生活と暮らしの再建

- 1 被災者の生活再建への支援の充実
- 2 被災した住宅の補修に係る事務担当職員確保に対する支援
- 3 住宅修理業者確保への支援
- 4 災害救助法の自主的・弾力的な運用
- 5 災害救助法の対象拡大
- 6 保健医療活動に係る災害救助法の確実な適用と救助範囲の拡大
- 7 医療救護活動に係る災害救助法の確実な適用
- 8 災害救助法に係る教科書及び学用品の給与への支援
- 9 災害廃棄物の処理等に係る被災市町村の財政負担の軽減
- 10 被災家屋の公費解体
- 11 生活困窮者に対する相談援助に関する予算措置の拡充
- 12 専門家による精神保健相談等の支援に対する補助制度の創設
- 13 母子父子寡婦世帯への支援充実に向けた特段の措置
- 14 公立学校施設及び社会教育施設等の早期復旧への支援
【要望済・継続】
- 15 被災した子供たちに対するスクールカウンセラー等の増員
【要望済・継続】
- 16 被災した子供たちに対する経済的負担の軽減【要望済・継続】
- 17 被災した子供たちに対するきめ細かな教育的支援【要望済・継続】

18 私立学校に対する支援【要望済・継続】

Ⅱ 農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活

19 中小企業が使いやすい補助金の充実

20 大規模停電による二次被害の救済

21 本県観光に関する正確な情報発信【要望済・継続】

22 文化財に対する支援【要望済・継続】

Ⅲ オール千葉で災害に強い千葉県づくり

23 停電対策に係る地方財政措置

24 避難困難者施設等におけるLP災害バルク等の更なる普及促進

25 水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた特段の措置

26 工業用水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた特段の措置

27 電力の早期復旧のための倒木処理にかかる電力・通信事業者と道路管理者の協定締結に向けた支援

28 医療施設等の災害復旧に向けた予算措置

29 病院・診療所における非常用電源等の確保のための予算措置

30 災害時における通信手段等の確保のための特段の措置

31 災害時において在宅患者の生命を守る体制構築のための予算措置等

32 社会福祉施設等の災害復旧に向けた補助制度の拡充等

33 介護・障害福祉サービス提供の平常化に向けた支援制度の創設等

34 社会福祉施設等の防災力強化に向けた予算措置等

35 災害時における社会福祉施設等の通信手段確保に向けた特段の措置

36 保育所等の臨時休園の判断の参考となるガイドラインの策定

37 介護人材を確保するための再試験及び今後の円滑な試験実施に向けた支援

38 災害時の空港へのアクセス確保等

39 鉄道事業者の復旧・復興に向けた支援

40 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の継続

- 41 利根川の治水対策の推進
- 42 県管理河川における治水対策の強化
- 43 県管理河川における減災対策の推進
- 44 内水氾濫対策の強化
- 45 印旛沼周辺の治水対策の強化
- 46 道路ネットワークの信頼性や代替性の確保
- 47 高速道路ネットワークの早期通行規制解除に向けた体制強化
- 48 道路法面对策の推進
- 49 無電柱化の促進
- 50 沿道における倒木等の除去に係る法整備
- 51 道路施設、道の駅等公共施設の無停電設備等の導入促進
- 52 土砂災害対策の推進
- 53 災害査定における倒木等の除去に係る採択基準の緩和
- 54 災害査定の迅速化と災害復旧事業予算の確保
- 55 公共土木施設の管理に支障を起こす災害廃棄物処理への財政支援

※本文中では、個別的事項の要望項目番号を【個別(数字)】で表示しています。

総括的事項

1 台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨による災害が一連の災害である 実態を踏まえた支援

「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に明記された「被災自治体が安心して復旧・復興に取り組むための切れ目ない財政措置等」の具体化にあたっては、台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨が一連の災害である実態を踏まえ、地方負担額の取扱いを異にすることのないようにすること。

2 復旧・復興に向けた取組推進のための財政支援

(1) 特別交付税等による特段の財政支援

「特別交付税に関する省令」において、措置することとされている「災害廃棄物処理」や「職員派遣」等に要する経費について、措置率のかさ上げを行うこと。

被災者の生活再建や、農林水産業・中小企業の事業再開に向けて、被災地が安心して復旧・復興に取り組めるよう、現在、省令の対象となっていない経費においても、今回の甚大な被害状況に鑑み、特別交付税の対象とするとともに、十分な措置率を設定すること。

特に、「被災された方々の住家」や、「農林水産物の生産・加工施設」、「中小企業の施設」等の再建及び倒木の除去にあたっては、国が支援を行う場合の地方負担や、国が支援の対象としていない分野において県や市町村が独自に事業を行う場合の負担が多額に上ることから、特段の配慮を行うこと。

(2) 特別交付税の配分についての特段の配慮

全国的な災害発生状況等を踏まえ、増額補正なども含めて、特別交付税の所要額をきちんと確保し、十分な配分を行うこと。

個別的事項

I 被災者の一日も早い生活と暮らしの再建

1 被災者の生活再建への支援の充実

(1) 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し及び支給対象の拡大【個別1】

被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく支援が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

また、被災者生活再建支援制度の支給対象を「半壊」まで拡大するとともに、支給対象の拡大に伴う財政支援措置を講ずること。

(2) 被災した住宅の補修に係る事務担当職員確保に対する支援【個別2】

一部損壊住宅が約5万棟あり、支援制度に係る受付・交付事務などの事務量が膨大となることから、事務担当職員確保に対する支援を行うこと。

(3) 住宅修理業者確保への支援【個別3】

被災者が住宅修繕を行うためには、専門業者の確保が課題となっている。1日も早い平常状態の回復には他県の工事業業者による工事の実施も必要であり、被災者のニーズに応じ施工業者を確保できるよう支援すること。

2 災害救助法の見直し等

(1) 災害救助法の自主的・弾力的な運用【個別4】

災害や地域の実情に即した迅速かつ効果的な救助の実施に向けて、期間及び費用に関する制約の緩和並びに救助範囲の見直しを行い、自治体による自主的・弾力的な運用を可能にすること。

また、避難所経費や被災者支援に必要な物資など救助の実施にあた

り必要となる全ての経費について、確実な財源措置を講ずること。

(2) 災害救助法の対象の拡大【個別5】

損壊家屋に対するブルーシートの展張は、家屋被害の拡大防止や被災者の健康確保の観点から必要なものであるため、応急救助の対象とすること。

**(3) 保健医療活動に係る災害救助法の確実な適用と救助範囲の拡大
【個別6】**

避難所や在宅の被災者の健康管理を実施するため、県外及び県内の自治体の協力のもと派遣した人員の費用の支弁に関し、災害救助法の対象として国において確実に負担すること。

また、迅速な医療救護活動を実施するため、災害リハビリテーション支援関連団体の協力のもと派遣した人員の費用の支弁に関し、災害救助法の救助範囲に含め、国において負担すること。

(4) 医療救護活動に係る災害救助法の確実な適用【個別7】

迅速な医療救護活動を実施するため、医師会や看護協会の協力のもと派遣した人員の費用の支弁に関し、災害救助法の対象として国において確実に負担すること。

(5) 災害救助法に係る教科書及び学用品の給与への支援【個別8】

災害救助法による教科書及び学用品の給与について、住家の被災要件を緩和すること。

3 災害廃棄物の処理等

(1) 災害廃棄物の処理等に係る被災市町村の財政負担の軽減

【個別9】

台風15号、19号及び10月25日の大雨が、一連の災害である実態

を踏まえ、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の補助率の嵩上げ等、被災市町村の財政負担の軽減について特段の措置を講ずるとともに、地方負担額の取扱いを異にすることのないようにすること。

(2) 被災家屋の公費解体【個別 10】

台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨が、一連の災害である実態を踏まえ、半壊家屋の解体・撤去費用についても災害等廃棄物処理事業の補助対象とすること。

4 相談体制の整備に向けた支援

(1) 生活困窮者に対する相談援助に関する予算措置の拡充【個別 11】

災害により生活困窮又は困窮状態に陥る恐れのある者及びその家族、その他の関係者からの相談対応や支援の増加が見込まれることから、国において生活困窮者自立支援事業に必要な財源を確保するとともに、現行の国庫補助率が自立相談支援事業 3/4 等であることから、災害による相談対応や支援等に要する経費は全額国庫補助とすること。

(2) 専門家による精神保健相談等の支援に対する補助制度の創設

【個別 12】

心のケアの専門家（保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等）により、市町村等が行う精神保健相談等の支援を強化するため、国における補助制度を創設すること。

5 被災した要支援者等への支援

(1) 母子父子寡婦世帯への支援充実に向けた特段の措置【個別 13】

被災した世帯の負担軽減を図るため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の緩和措置を講じること。

また、県及び市町村の負担が過大になっている一時入所場所の

確保や、日中一時支援等について、国における国庫補助制度の創設や国庫負担率の嵩上げ等、必要な財政措置を講じること。

6 文教施設等に関する対策

(1) 公立学校施設及び社会教育施設等の早期復旧への支援【個別 14】

被災した公立学校施設（学校給食共同調理場を含む）や社会教育施設等が早期に復旧できるよう、復旧にかかる経費について補助率の嵩上げや補助対象事業の拡大等を行うとともに、災害査定に必要な事業計画書の作成に要する経費についても補助対象とすること。加えて、事務処理の簡素化を図ること。

(2) 被災した子供たちに対するスクールカウンセラー等の増員【個別 15】

被災した子供たちへのケアを十分に行うことができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員に係る費用負担について、国庫補助で速やかに対応すること。

(3) 被災した子供たちに対する経済的負担の軽減【個別 16】

被災した子供たちが経済的理由により就学困難となることがないように、被災した子供たちへの就学支援及び授業料の減免等に係る費用負担について、全額国庫補助で対応するとともに、補助対象を拡大すること。

(4) 被災した子供たちに対するきめ細かな教育的支援【個別 17】

被災した子供たちへの学習支援や、災害に係る校舎内外の環境整備、事務処理、家庭連絡等に当たる講師、学習サポーター及びスクール・サポート・スタッフ等の増員に係る費用負担について、国庫補助等により速やかに対応すること。

(5) 私立学校に対する支援【個別 18】

被災した私立学校（認定こども園を含む）の施設等が早期に復旧で

きるよう、復旧にかかる経費について、補助率の嵩上げや補助対象事業の拡大等を図ること。

Ⅱ 農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活

7 商工業に対する支援

(1) 中小企業が使いやすい補助金の充実【個別 19】

台風 21 号に伴う大雨によって深刻な被害を受けた中小企業支援のため、「自治体連携型補助金」及び「小規模事業者持続化補助金」について、国において補正予算を編成する等、十分な予算を確保するとともに、被災した中小企業の状況を踏まえ、予算を翌年度も繰越して執行できるよう措置すること。

また、平成 30 年度第 2 次補正予算の補助事業についても、事業期間の延長に配慮するよう補助金事務局に指示するなど、被災中小企業に対し特段の措置を講ずること。

(2) 大規模停電による二次被害の救済【個別 20】

停電が極めて広範囲で長期間にわたったことにより、原材料・商品の廃棄や、休業等を余儀なくされる等、二次被害が生じた中小企業に対し、特段の措置を講ずること。

8 復興機運の醸成に向けた支援

(1) 本県観光に関する正確な情報発信【個別 21】

風評被害を防止するため、本県観光に関する正確な情報発信を行うこと。

(2) 文化財に対する支援【個別 22】

被災した文化財の早期復旧に向けて、復旧に係る費用の国庫補助率を嵩上げすること。

Ⅲ オール千葉で災害に強い千葉県づくり

9 大規模停電・断水に関する対策

(1) 停電対策に係る地方財政措置等【個別 23】

台風15号による大規模停電により、災害対応拠点となる自治体庁舎をはじめ避難所等における非常用電源の確保が喫緊かつ重要な課題であることが強く認識されたことから、各自治体が自家用発電機の導入等停電対策を早期かつ計画的に取組めるよう、緊急防災・減災事業債等の国の財政的支援をより一層充実・強化すること。

また、国等が行っている検証を踏まえ、大規模停電対策を防災基本計画に盛り込むこと。

(2) 避難困難者施設等におけるLPガス災害バルク等の更なる普及促進に向けた予算措置等【個別 24】

大規模停電時などの災害時において、避難困難者施設（医療機関、福祉施設等）や避難所となりえる施設のライフライン機能を維持するための「LPガス災害バルク」等の更なる普及促進を図るため、補助事業の拡充又は要件緩和等を行うこと。

(3) 水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた特段の措置【個別 25】

水道施設における非常用自家発電設備、燃料用タンクの整備等の停電対策や防水扉などの整備等の浸水対策について、現行制度では対象施設が限られ、県内水道事業体において必要な対策が進んでいないことから、水道施設機能維持整備費における採択基準を緩和し、対象施設の拡充や補助率の引き上げを行うこと。

(4) 工業用水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた特段の措置【個別 26】

工業用水道施設における非常用自家発電設備、燃料用タンクの整備等の停電対策や施設更新時における施設設備の高層・高床化等の浸水対策について、現行制度では対象施設が限定的又は明確化されておらず、必要な対策が進んでいないことから、工業用水道事業費補助金における採択基準を緩和又は明確化し、対象施設の拡充や補助率の引き上げを行うこと。

(5) 電力の早期復旧のための倒木処理にかかる電力・通信事業者と道路管理者の協定締結に向けた支援【個別 27】

非常災害時における電力・通信機能を早期復旧する際の妨げとなる倒木等の障害物撤去を迅速に行うため、電力・通信事業者と道路管理者との協定締結に向けた支援を行うこと。

10 医療機関等の復旧と防災力の強化への支援

(1) 医療施設等の被害軽減措置や災害復旧に向けた予算措置

【個別 28】

災害時や災害後において、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等の医療施設等の機能を確実に維持するため、台風の規模や進路の予測により、発災前に土嚢の設置など被害軽減策を講じる必要性が生じる場合等があり、その際に活用できる補助制度を創設すること。

また、土嚢の撤去等の現状復帰を含む医療施設等の災害復旧費について、分娩を取り扱う有床診療所などの政策医療に関わる医療機関の復旧に係る経費を幅広く対象とするとともに、確実に予算を措置すること。

(2) 病院・診療所における非常用電源等の確保のための予算措置

【個別 29】

病院・診療所の災害時等における診療機能の維持に向け、災害拠点病院を含め全ての病院、有床診療所及び人工透析を行う医療機関等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備を促進するための予算を措置すること。

(3) 災害時における通信手段等の確保のための特段の措置【個別 30】

災害時における連絡手段確保に向け、医療機関に対し衛星電話の設置を促進するため、国における補助制度を創設すること。

また、被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況などの情報を共有するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）が一層活用されるよう、自家発電設備の有無等の必要情報の追加を含め、機能改善を図るとともに、避難所における保健医療ニーズを迅速に把握できるようにするため、避難所情報に係るEMISを改修すること。

さらに、普及啓発や研修を行うための財源を措置するとともに、無床診療所においても活用しやすい簡易なシステムを別途、構築するなど、被災状況を広く迅速に把握できる手法を検討し、実施すること。

(4) 災害時において在宅患者の生命を守る体制構築のための予算措置等【個別 31】

長期停電時においても在宅患者の生命が維持できる体制構築に向け、患者に貸出しできる簡易自家発電装置等の整備を安定的に実施するため、補助等を拡大するとともに、所要の予算を措置すること。

また、在宅酸素療法患者の停電対策についても、市町村、医療機関、装置の保守点検事業者を支援する等の措置を講ずること。

11 社会福祉施設等の復旧と防災力の強化への支援

(1) 社会福祉施設等の災害復旧に向けた補助制度の拡充等【個別 32】

施設の速やかな復旧を図るため、災害復旧費の補助率を嵩上げするとともに、現状、補助対象外となっている有料老人ホーム等の施設や備品への補助対象の拡大等、補助制度の拡充を図ること。

また、被災地域の状況を踏まえ、同補助に係る事務手続きの弾力化、迅速化を図ること。

(2) 介護・障害福祉サービス提供の平常化に向けた支援制度の創設等【個別 33】

災害により休業を余儀なくされた介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所等が、休業に係る連絡調整やサービス提供再開に向けた準備等を行った場合について、介護報酬相当額の算定や自立支援給付費の加算の制度創設等、休業による減収補てん及び事業の再開に係る諸経費についての支援制度を国において創設すること。

(3) 社会福祉施設等の防災力強化に向けた予算措置等【個別 34】

災害時において福祉機能を維持できるよう、社会福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備を促進するための予算を通常の施設整備費補助とは別に措置するとともに、防災備品や食料・飲料水等の備蓄を促進する補助制度を創設すること。また、停電が発生した際に、社会福祉施設等へ派遣可能な電源車を全国規模で把握し、速やかに派遣できる体制を構築すること。

さらに、災害時に地域の要支援者にアウトリーチ型の支援を行う社会福祉施設を、地域の福祉的防災拠点として位置づけ、国においてその活動を積極的に支援する制度を創設すること。

(4) 災害時における社会福祉施設等の通信手段確保に向けた特段の措置【個別 35】

災害時における連絡手段確保に向け、衛星電話等の設置を促進するため、国における補助制度を創設するとともに、施設における被災状況の県や市町村等による把握・共有に向け、広域災害救急医療システム（EMIS）のようなシステムを整備するよう、国における制度を創設すること。

(5) 保育所等の臨時休園の判断の参考となるガイドラインの策定【個別 36】

利用児童の安全確保のため、市町村が大規模災害時に保育所等を臨時休園する場合の判断の参考となるガイドラインを国において策定すること。

(6) 介護人材を確保するための再試験及び今後の円滑な試験実施に向けた支援【個別 37】

千葉県では、台風19号の接近により介護支援専門員実務研修受講試験を中止した。こうした全国同日実施の試験が災害等で中止になる場合を想定し、受験者間で不公平感が生じないように、国において予め再試験の日程を定めておく等、円滑な試験の実施を支援すること。

12 空港・鉄道に関する災害対応

(1) 災害時の空港へのアクセス確保等【個別 38】

成田空港の機能が正常である一方、空港へのアクセスが長時間遮断し、多くの滞留者が生じた台風15号や着陸禁止措置を実施した台風19号、10月25日の大雨時の対応に関し、成田国際空港㈱、航空会社、鉄道・バス事業者、道路管理者等の関係者と十分に検証を行うこと。その検証に基づき、関係者間での連絡体制や代替アクセスの確保等、対策を関係者と早急に検討し、災害に強い

アクセス整備に努めること。

また、災害発生時等における空港内の外国人を含む空港利用者への情報提供体制の強化を図ること。検証結果及び改善策等について、自治体・周辺住民・利用者に広く示すこと。

(2) 鉄道事業者の復旧・復興に向けた支援【個別 39】

経営の厳しい中小鉄道事業者への支援として、復旧に要した費用に対する補助をはじめ、必要な支援を行うこと。

風評被害による観光利用の落ち込みを回復するため、観光資源としても重要な役割を果たす県内鉄道の観光プロモーションや利用促進キャンペーン等を実施すること。

13 災害に強い社会インフラの整備

(1) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の継続【個別 40】

台風 15 号及び 19 号のような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災・国土強靱化を推進するため、「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も、防災・減災・国土強靱化に必要な事業予算を、継続的・計画的に確保すること。

(2) 利根川の治水対策の推進【個別 41】

台風 19 号では、全国各地で河川の氾濫や堤防の決壊が相次いで発生した。本県を流れる利根川においては無堤区間や河道が浅くなっている区間があることから、築堤工事や河道掘削などの治水対策をより一層推進すること。

(3) 県管理河川における治水対策の強化【個別 42】

10 月 25 日の大雨により一宮川を含む県内 19 河川では、越水による浸水被害が発生した。今後このような浸水被害を防止できるよう、治水計画の見直しや抜本的な治水対策を実施するための

技術的支援および必要な予算を確保すること。

また、適正な河道断面を確保するため、河道浚渫や竹木撤去に要する必要な予算を確保すること。

（４）県管理河川における減災対策の推進【個別 43】

県管理河川における浸水被害は、局所的な豪雨による浸水の発生、降雨から浸水に至る時間が短いなどの特徴がある。このような中小河川の特性を踏まえた避難体制の確保が必要であり、その目安となる河川水位の設定について技術的支援を行うとともに、河川の監視体制を強化するため、水位計や監視カメラの設置に係る更なる財政支援を行うこと。

また、今後、浸水想定区域の指定について中小河川にも対象を拡大するにあたり、策定対象となる河川や、中小河川の特徴を踏まえた具体的な手法等について早期に国の方針を示すとともに、更なる財政支援を行うこと。

（５）内水氾濫対策の強化【個別 44】

低平地を多く抱える本県では、流域全体の治水安全度向上を図ることが重要であることから、内水氾濫対策を強化するための技術的・財政的支援をより一層推進すること。

（６）印旛沼周辺の治水対策の強化【個別 45】

印旛沼の水位上昇に伴い、流入河川である鹿島川やその支川である高崎川では、広範囲に渡り浸水被害が発生した。浸水被害を軽減していくためには、印旛沼の水位をより早く低下させる必要がある。このため、印旛沼から利根川、東京湾へ排水する印旛機場、大和田機場の排水能力増強について検討すること。

また、その際に、排水流路となる長門川および印旛放水路の改修に必要な予算を確保すること。

(7) 道路ネットワークの信頼性や代替性の確保【個別 46】

災害発生時において、迅速な復旧活動や緊急物資の輸送を実施するため、圏央道においてミッシングリンクとなっている大栄・横芝間の早期開通や県内の高速道路の暫定 2 車線区間の 4 車線化等、災害に強い道路ネットワークを構築すること。

(8) 高速道路ネットワークの早期通行規制解除に向けた体制強化

【個別 47】

高速道路の通行規制を早期に解除するため、支障物の除去・清掃作業や安全点検を速やかに完了できる体制へ、また長時間の停電時にも通行を確保できる体制へと強化が図られるよう事業者を指導すること。

(9) 道路法面对策の推進【個別 48】

台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨では、県中央部から南部を中心に広域的に法面崩落が発生し、物資の円滑な輸送や道路通行に支障が生じた。近年、ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生など、降雨が集中化、極度化する傾向にあり、今後同様の豪雨が懸念されることから、道路法面の保護及び既存施設の老朽化対策に必要な予算を継続的に確保すること。

(10) 無電柱化の促進【個別 49】

台風 15 号及び 19 号では倒木や電柱などの倒壊により広範囲かつ長期間にわたる停電が発生したことから、地震や台風の影響を受けにくい電線の地中化をより一層進めるため、コスト縮減等に資する技術開発を促進するとともに、必要な予算を継続的に確保すること。

(11) 沿道における倒木等の除去に係る法整備【個別 50】

道路に隣接した民地上の樹木について、道路の通行に危険が差し迫っている等緊急やむを得ない場合には、平時においても道路管理者が伐採・剪定等を行えるように法整備を行うこと。

(12) 道路施設、道の駅等公共施設の無停電設備等の導入促進

【個別 51】

大規模停電時における道路施設、道の駅等公共施設の機能確保のため、無停電設備（発動発電機、蓄電池）の導入を短期間かつ集中的に推進するため、更なる財政支援を行うこと。

(13) 土砂災害対策の推進【個別 52】

10 月 25 日の大雨により、県内各地で土砂災害が発生し、尊い人命が失われた。土砂災害の原因の検証や再度災害防止に向けて技術的支援を行うとともに、人命を守るため災害時に確実な避難行動がとられるよう防災意識を高める政策を行うこと。

14 公共土木施設の早期復旧

(1) 災害査定における倒木等の除去に係る採択基準の緩和【個別 53】

倒木等による被害では、100m以上離れていても、道路や河川において連続して倒木処理等を行う必要がある一定区間の合計額が限度額以上となれば1箇所とするなど、採択基準における1箇所範囲を緩和することにより対象の拡大を図ること。

(2) 災害査定の迅速化と災害復旧事業予算の確保【個別 54】

県民の安全且つ安定した生活の確保のためにはインフラの早急な復旧が急務であることから、災害査定における柔軟な採択や迅速化について格段の配慮を行うこと。また、災害復旧事業を積極的に進めていくために必要な予算を十分に確保すること。

(3) 公共土木施設の管理に支障を起こす災害廃棄物処理への財政
支援【個別 55】

今回の台風により、河川・海岸で管理上支障を起こしている、又は起こすおそれのある危険木、漂流・漂着物、海底の堆積物の回収・処理について、更なる財政支援を行うこと。